

構造関係規定に係る既存不適格調書

年 月 日

申請者（所有者）住所
氏名

印

次の既存建築物を現地調査した結果、事実と相違ありません。

調査者 建築士事務所名
建築士事務所登録番号
建築士登録番号

氏名

印

建築場所							
	基準時 (年 月 日)	現在	今回除却部分	今回申請部分	合計		
建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
不適格部分	m ²	m ²	m ²		m ²		
不適格建築物の概要	用途	構造		階数			
	不適格の条項及び位置						
	項目	該当条項		位置（不適格の部分）			
	構造関係規定						
既往工事	工事等種別	確認の有無	確認番号 年 月 日	検査済証の有無	検査済証番号	工事面積	工事実施を特定できる書類
	新築時	有・無	第 年 月 日	有・無	第 年 月 日	m ²	
		有・無	第 年 月 日	有・無	第 年 月 日	m ²	
		有・無	第 年 月 日	有・無	第 年 月 日	m ²	
	有・無	第 年 月 日	有・無	第 年 月 日	m ²		
備考							

【記載上の留意事項】

- 1 本様式は、棟単位で記載し、エキスパンションジョイント等により接続している場合も一棟として記載してください。
- 2 「基準時」は原則的に、木造の場合は平成 12 年 6 月 1 日(枠組壁工法、木質プレハブ工法は平成 13 年 10 月 15 日)、非木造の場合は平成 19 年 6 月 20 日となります。
- 3 「不適格部分」には、不適格となっている部分の面積を記載してください。基準時において既に現行規定に適合している場合や、基準時以降改修等により現行規定に適合した場合はその部分を除いた面積を記載ください。
- 3 既往工事は、新築時から現在までの増築、改築、除却、大規模な修繕、模様替、用途変更に係る工事の内容を記載ください。除却の工事面積は除却した面積を、改築の場合は除却と改築した面積を別の欄に記載してください。
- 4 工事実施を特定できる書類は、検査済証、登記事項証明書等の添付する工事実施の特定できる書類名称を記載ください。なお、除却、大規模な修繕、模様替、用途変更は記載不要です。

【添付図書】

- 1 既存不適格調書には以下の図書等を添付してください。

	図書の種類	備 考
1	既存建築物の平面図及び配置図	既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に、各既往工事に係る建築物の部分が分るように示してください。
2	工事実施を特定できる書類	検査済証が交付されている場合で、当時の検査機関において検査済証発行台帳等により確認できる場合は添付の必要はありません。
3	基準時以前の建築基準関係規定に適合していることを示す図書等	既存不適格であることを確認するため、建築物の用途、規模等により基準時以前の技術基準に適合していることを確認するための図書の添付を求める場合があります。

- 2 既存不適格調書以外に以下のうち、申請建築物の構造等により必要な図書等を添付してください。

	図書の内容	備 考
1	既存部分の耐久性等関係規定に適合していることを示す図書	示すべき事項を他の図書に明示した場合は、添付を要しない。
2	増築部分が建築基準法施行令第 3 章(第 8 節を除く。)の規定に適合していることを示す図書	示すべき事項を他の図書に明示した場合は、添付を要しない。
3	増築部分の法第 20 条第 2 号イ後段及び第 3 号イ後段に規定する構造計算(それぞれ地震に係る部分に限る。)	
4	建築物全体が令第 42 条、第 43 条並びに第 46 条第 1 項から第 3 項まで及び第 4 項(表 3 に係る部分を除く。)の規定に適合していることを示す図書	示すべき事項を他の図書に明示した場合は、添付を要しない。
5	耐震診断書 (平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第 1 に記載されている指針、又は第 1 の国土交通大臣が認める方法が該当)	構造耐力上主要な部分が新耐震基準に適合することを確認することにより耐震診断を行う場合は、構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他劣化の状況を確認できる写真を添付。
6	令第 82 条第 1 号から第 3 号まで(地震に係る部分を除く。)に定めるところにより、建築物全体が構造耐力上安全であることを確かめた構造計算書	
7	令第 46 条第 4 項(表 2 に係る部分を除く。)の規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成 13 年国土交通省告示第 1540 号第 1 から第 10 までの規定)に適合することが確認できる図書	示すべき事項を他の図書に明示した場合は、添付を要しない。

注 1) 1、2 の図書については、原則必ず添付する必要があります。

注 2) 3～7 の図書については、建築物の構造、既存部分との接続方法及び既存部分の構造耐力上の安全の確認方法により必要な図書を添付してください。